



健 健 発 1129 第 1 号
基 安 労 発 1129 第 2 号
令 和 元 年 11 月 29 日

独立行政法人労働者健康安全機構 理事長 殿

厚生労働省健康局健康課長
(公 印 省 略)
厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長
(公 印 省 略)

「地域・職域連携推進ガイドライン」及び「これからの地域・職域連携推進の
在り方に関する検討会報告書」の送付について

厚生労働行政の推進につきましては、日頃から多大な御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、継続的かつ包括的な保健事業を展開していくため、地域保健と職域保健の連携を推進しております。

人生100年時代を迎えようとする現在、超高齢社会や働き方改革等を背景に、国民の働き方やライフスタイルは大きく変化、多様化しており、保健事業の在り方も時代に沿ったものに改善していくことが求められています。こうした状況を踏まえ、今般、「これからの地域・職域連携推進の在り方に関する検討会」において検討を行い、別添のとおり「地域・職域連携推進ガイドライン」を改訂いたしましたので、送付いたします。また、改訂後の地域・職域連携推進ガイドライン（以下「改訂ガイドライン」という。）と併せて、本検討会の検討結果をまとめた報告書につきましても送付いたします。

改訂ガイドラインでは、前回の改訂時（平成18年度）から、特定健康診査・特定保健指導の実施、健康日本21（第二次）の策定、保険者によるデータヘルス計画の作成、労働者の治療と仕事の両立への対応や健康経営の考え方の広がりなど、保健事業を取り巻く環境が変化したことを踏まえ、地域・職域連携の基本的理念や連携の在り方、具体的な取組実施のために必要な事項、地域・職域連携推進協議会の効果的な運営方策等について整理しております。

地域・職域の幅広い対象者の健康づくりを進めるためには、地域一丸となった取組体制を構築していくことが重要であり、関係者の皆様の御協力が必要不可欠です。

貴団体におかれましては、改訂ガイドラインを踏まえた取組の実施への御協力をいただくとともに、貴傘下の関係者に周知いただくようお願いいたします。

なお、改訂ガイドライン等につきましては、厚生労働省ホームページ
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06868.html) にも掲載しておりますことを
申し添えます。